

21年度法科大学院入試:

**志願者数は前年比25%減で、
過去最低の2万9,714人！
定員削減指標の「競争倍率2倍未満」は
74校中、42校に！**

旺文社 教育情報センター 21年6月

法科大学院は、裁判官・検察官・弁護士といった法曹の量的拡大と質的充実を図るために、新たな法曹養成の中核機関として、司法試験改革などとともに司法制度改革の一環として、16年度に創設された。

創設から5年が経過し、法科大学院修了者の新司法試験の過去3回(18年～20年)の合格者は4,925人(同期間の旧司法試験合格者は941人)に達している。しかし、新司法試験の合格率が当初見込みの7～8割を大きく下回っていることなどから志願者減の傾向がみられ、21年度志願者は前年比24.9%減の2万9,714人で、初の3万人割れとなった。

他方、志願者減に反した、過剰ともいわれる定員枠で入試における競争性が不十分、法学既修者の認定方法が不統一、一部の修了者に基礎的な理解力・思考能力が欠如、新司法試験合格状況が低迷しているなど、法科大学院の質をめぐる課題が指摘されている。

以下に、文科省がまとめた21年度法科大学院入試状況等を中心に、法科大学院と新司法試験の現状、法科大学院の改善に向けた中教審報告や文科省の国立大への要請等をまとめた。

■21年度法科大学院入試■

<志願者数、志願倍率とも過去最低>

法科大学院が創設された16年度入試(68校)の志願者数は7万2,800人で、志願倍率も13.0倍の高倍率であった。しかし、翌17年度(74校)は志願者数が4万1,756人(前年比-42.6%)に激減し、志願倍率も5.8ポイントも急落し7.2倍に低下した。その後は、志願者数4万人台、志願倍率7倍前後が続き、19年度(74校)にいったん志願者増、志願倍率アップしたものの、20年度(74校)は再び減少して志願者は4万人を割り込んだ。

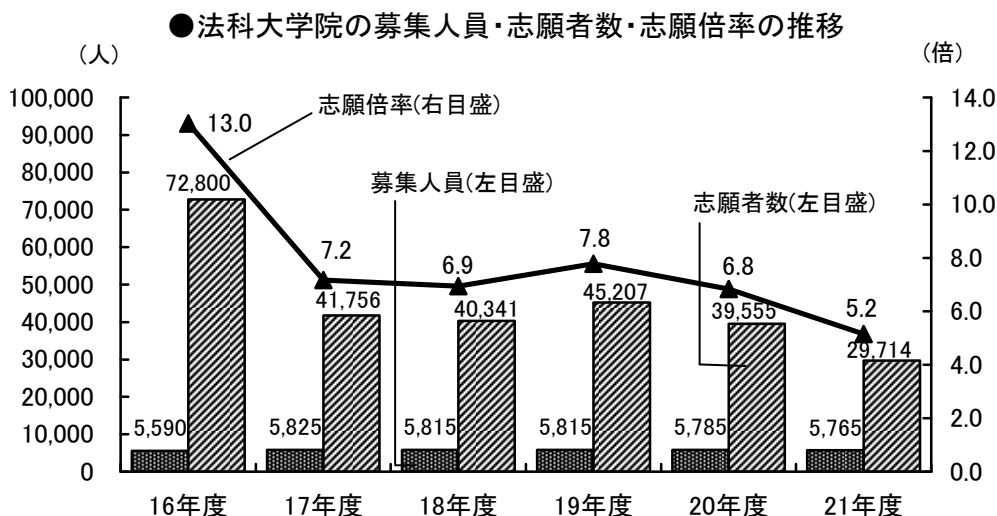
そして、21年度(74校)は志願者数2万9,714人(前年比-24.9%)、志願倍率5.2倍(前年比-1.6ポイント)で、ともに過去最低となった。(図1、表1参照)

こうした志願者減の要因としては、当初、7～8割と見込まれていた修了者の新司法試験の合格率が3～4割に低迷していることや、司法修習修了後の就職難などが挙げられよう。

<「競争倍率2倍未満」が約6割>

中教審の法科大学院特別委員会は先ごろ、法科大学院の質の向上を図る改善策の一環として、入試における“競争的な環境”を確保するうえで「競争倍率(受験者数÷合格者)

(図1)



●21年度法科大学院入試概要

(表1)

募集人員(A)	志願者数(B)	受験者数(C)	合格者数(D)	入学者数(E)
5,765(人)	29,714(人)	25,857(人)	9,186(人)	4,844(人)
志願倍率(B/A)	競争倍率(C/D)	歩留まり率(E/D)	入学定員充足率(E/A)	
5.2(倍)	2.8(倍)	52.7(%)	84.0(%)	

注. 国立23校、公立2校、私立49校、計74校。

(図1・表1とも、文科省資料より)

2倍以上は確保すべき」とし、大学の自主的な定員削減の指標を提示した。(p.6 参照)

21年度の競争倍率は平均2.8倍で、千葉大(8.5倍)・首都大学東京(8.3倍)が8倍超、筑波大(5.6倍)・上智大(5.4倍)・横浜国立大(5.3倍)が5倍台、一橋大(4.5倍)・成蹊大(4.5倍)・中央大(4.4倍)・神戸大(4.2倍)が4倍台と、高倍率を示している。

一方、入学定員削減の目安となる「競争倍率2倍未満」の大学は74校中、42校(56.8%)に達している。(表2参照)

●21年度入試 競争倍率2倍未満の法科大学院

(表2)

大学名	受験者数(人)	合格者数(人)	競争倍率	大学名	受験者数(人)	合格者数(人)	競争倍率	大学名	受験者数(人)	合格者数(人)	競争倍率
東洋大	119	60	1.98	熊本大	91	54	1.69	獨協大	109	75	1.45
関西大	660	335	1.97	金沢大	84	50	1.68	岡山大	114	81	1.41
北海学園大	62	32	1.94	広島大	153	92	1.66	白鷗大	43	31	1.39
立命館大	602	313	1.92	龍谷大	128	77	1.66	福岡大	107	78	1.37
南山大	185	97	1.91	中京大	128	78	1.64	久留米大	60	44	1.36
同志社大	647	342	1.89	明治学院大	224	138	1.62	駿河台大	136	101	1.35
姫路獨協大	15	8	1.88	関西学院大	435	274	1.59	近畿大	78	58	1.34
信州大	73	39	1.87	大宮法科大学院大	123	79	1.56	神戸学院大	69	53	1.30
日本大	373	203	1.84	鹿児島大	42	27	1.56	大東文化大	94	76	1.24
新潟大	121	66	1.83	名城大	104	67	1.55	東海大	55	45	1.22
桐蔭横浜大	163	90	1.81	東北学院大	52	34	1.53	愛知学院大	36	30	1.20
静岡大	63	36	1.75	香川大	67	44	1.52	大阪学院大	89	75	1.19
甲南大	331	190	1.74	京都産業大	102	67	1.52	広島修道大	46	40	1.15
島根大	47	27	1.74	関東学院大	78	53	1.47	西南学院大	131	114	1.15

注. 競争倍率=受験者数÷合格者数。小数第3位を四捨五入。

(文科省資料より)

○ 6割超の大学が22年度からの定員削減を予定

法科大学院協会は今春、全ての法科大学院74校に対して、教育の質の改善に関するアンケート調査を実施した。

アンケートの質問内容は、①法科大学院発足後に選抜方法の改善を行っているか、②十分に教育力のある教員陣を確保するための工夫を行っているか、③厳格な成績評価を行うための工夫をしているか、④厳格な修了認定を行うための工夫をしているか、⑤質の高い入学者及び教員を確保できるかどうかの見地から、設置時に決められた入学定員の見直しを予定があるか、の5項目である(回答の基準は原則、21年3月末)。

上記⑤の入学定員の変更等に関しては、47校(全74校に対する割合63.5%)が22年度以降の具体的な定員削減を予定している。このうち、削減率20%が20校、20%未満が12校、20%超が15校で、新潟大・鹿児島大・東北学院大・神戸学院大・広島修道大の5校は40%以上の大幅な削減を検討している。このほか、“大幅削減”を想定している大学が1校。

また、入学定員の見直しなどを検討している大学は17校、21年度までに削減した大学が3校で、北海学園大(入学定員30人)・専修大(同60人)・中央大(同300人)・立教大(同70人)の4校は22年度の削減予定なしとしている。なお、2校については、今回のアンケート結果を非公表としている。

現在、入学定員300人の大規模校は東京大・中央大・早稲田大の3校で、入学定員について、それぞれ次のような回答(要旨)を示している。

- ・**東京大**：「質の高い入学者及び教員を確保できるかどうかの見地から」ではなく、「法科大学院開設後5年の実績を踏まえ、教育の一層の充実・向上を図る」という観点から、カリキュラム等の見直しを検討するとともに、条件が整えば22年度から60人削減(-20%)して240人とする方向で調整を進めている。
- ・**中央大**：入学者選抜における志願者動向と選抜実施状況、及び、十分に教育力のある教員を確保している現状に照らし、「質の高い入学者及び教員を確保できるかどうかの見地から」は、現在のところ、入学定員の見直しを行う必要はないと判断している。
- ・**早稲田大**：基本的に見直しを行う方向で、新たな定員数など具体的な内容に関して検討を進めている。

<国立有力大にみられる、高い「歩留まり率」>

合格者のうち、どのくらいが入学したかをみる「歩留まり率」(入学者数÷合格者数)は、東京大(98.6%)・一橋大(98.1%)・京都大(96.7%)・名古屋大(94.8%)が90%台、九州大(85.3%)・横浜国立大(84.7%)・筑波大(83.3%)が80%台と、国立の有力大が高い歩留まりを示している。

その一方、34校(全74校に対する割合45.9%)が「歩留まり率」50%以下で、そのうち3校は30%未満であった。

<8割の大学が“入学定員割れ”>

21年度の入学定員(5,765人)に対する入学者(4,844人)の割合、即ち「入学定員充足率」

は 84.0%で、全体の平均でみると“入学定員割れ”状態である。

定員を充たしている大学は、熊本大(充足率 116.7%)・名古屋大(同 113.8%)・上智大(同 109.0%)・関西学院大(同 108.0%)・立教大(同 107.1%)・日本大(同 105.0%)など 15 校(全 74 校に対する割合 20.3%)である。残り 59 校(同 79.7%)は定員割れ状態で、そのうち、15 校が充足率 50%以下だった。(表 3 参照)

●21年度入試 入学定員充足率50%以下の法科大学院 (表 3)

大学名	入学定員(人)	入学者数(人)	入学定員充足率(%)	大学名	入学定員(人)	入学者数(人)	入学定員充足率(%)
香川大	30	15	50.0	久留米大	40	17	42.5
神戸学院大	60	30	50.0	東海大	50	21	42.0
新潟大	60	29	48.3	神奈川大	50	20	40.0
金沢大	40	19	47.5	近畿大	60	23	38.3
大宮法科大学院大	100	47	47.0	東北学院大	50	18	36.0
鹿児島大	30	14	46.7	京都産業大	60	19	31.7
愛知学院大	35	16	45.7	姫路獨協大	30	5	16.7
信州大	40	17	42.5				

注. 入学定員充足率=入学者数÷入学定員

(文科省資料より)

○ 有力大では、質の確保や教育の充実から、敢えて定員割れに！

入学定員割れの要因としては、志願者の減少、合格者(併願)の他大学への流出(定着率の悪化、歩留まりの低さ)の他、有力大では入学者の質の確保や法学教育の充実などの観点から、合格者の“絞り込み”もあるようだ。

例えば、東京大(入学定員 300 人)の場合、志願者 914 人(志願倍率 3.0 倍) → 受験者 856 人(受験倍率 2.9 倍) → 合格者 278 人(競争倍率 3.1 倍) → 入学者 274 人(歩留まり率 98.6%)で、入学定員充足率は 91.3%である。東京大では、3 倍程度の倍率がありながら、合格発表の段階で敢えて“定員割れ”(合格者の絞り込み)にし、教育水準の一層の充実・向上を図っているとみられる。

■法科大学院と新司法試験■

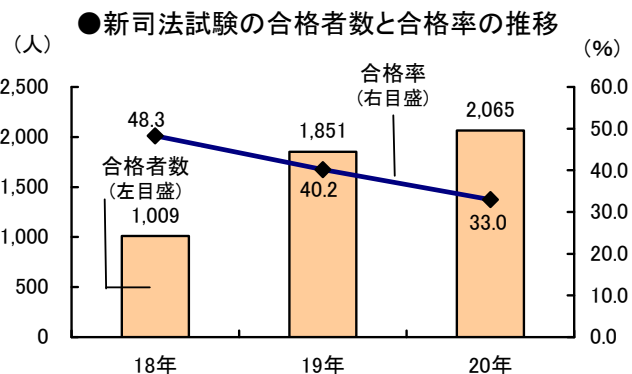
<新司法試験全体の動向>

新司法試験の初実施に当たる 18 年は、16 年に創設された法科大学院の法学既修者コース(2 年コース)修了者のみが受験対象で、受験者 2,091 人、合格者 1,009 人、合格率 48.3%だった。

翌 19 年は法学未修者コース(3 年コース)修了者も初めて加わり、受験者 4,607 人、合格者 1,851 人で、18 年に比べて、ともに 2 倍程度に増えたが、合格率は 40.2%に低下した。

また、20 年も受験者(6,261 人)、合格者(2,065 人)とも増えたが、合格率は 19 年より 7.2 ポイント低下して 33.0%と、30%台に低迷。(図 2 参照)

(図 2)



(法務省資料より)

＜法科大学院修了者と新司法試験結果＞

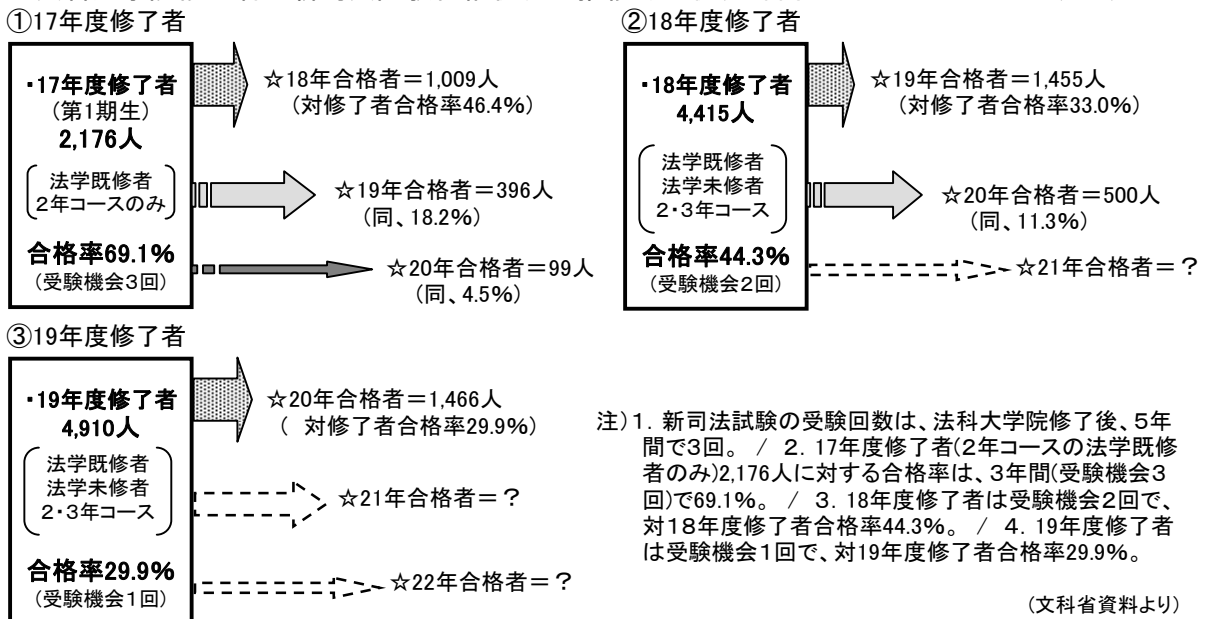
法科大学院修了者による新司法試験は、前記のようにこれまで3回実施されたが、各年度の修了者(17年度～19年度)における新司法試験の合格状況をみてみよう。なお、新司法試験の受験回数は、法科大学院修了後、5年間で3回までと制限されている。

まず、17年度修了者(法科大学院第1期生)は法学既修者のみの2,176人で、そのうち、2,091人が18年新司法試験を受験し、1,009人が合格。修了者に対する合格率は46.4%だった。そして、翌19年に396人が合格し、修了者に対する合格率は18.2%。さらに、20年合格は99人で、修了者に対する合格率は4.5%だった。つまり、17年度修了者の3年間(受験機会3回)の対修了者合格率は、69.1%(46.4%+18.2%+4.5%)となる。

同様に、18年度修了者4,415人の対修了者合格率は、受験機会2回(19年の対修了者合格率33.0%、20年の対修了者合格率11.3%)で44.3%。19年度修了者4,910人の対修了者合格率は、受験機会1回(20年合格者1,466人)で、29.9%である。(図3参照)

もちろん、修了者の中には、修了後直ちに毎年連続して受験(3年間で3回)するのではなく、修了後5年間に3回受験する者もいる。そのため、各年度修了者の修了後3年間の合格結果だけでは正確な成果はみられないが、一応の目安となろう。

●法科大学院修了者の新司法試験合格状況の推移(修了後、3年間のイメージ) (図3)



○各年度修了者の合格率は、低下傾向

これまでの法科大学院修了者の新司法試験合格状況をみると、前述のように、17年度修了者は法学既修者のみであったことなどから、受験機会3回の合格率は69.1%と高率である。

しかし、法学未修者の入る18年度以降の修了者の合格率は、今後実施される新司法試験合格者を加えても、17年度修了者の合格率を上回るとは考えにくく、このままだと、合格率の低下傾向がうかがえる。

■法科大学院の改善■

<中教審:法科大学院教育の質の向上に向けた改善策>

創設から5年経過し、様々な課題が指摘されている法科大学院教育について、中教審の法科大学院特別委員会は21年4月、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」を報告した。

文科省は、当報告を踏まえ、各法科大学院に対し、速やかに改善に着手するよう促すとともに、改善状況をフォローアップしていくとしている。

以下に、当報告で提言された改善の方向性(概要)をまとめた。

中教審 法科大学院特別委員会 報告

(21年4月)

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(概要)

1. 入学者の質と多様性の確保

①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保。／ ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定。／ ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化。／ ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備。

2. 修了者の質の保証

①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標の設定・評価の実施。／②法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加、法学既修者の法律基本科目の単位数の増加)。／ ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)。／ ④司法試験合格者数が著しく少ない法科大学院の抜本的見直し。

3. 教育体制の充実

①平成25年度まで認められている専任教員数のダブルカウントの暫定措置は延長しない。／ ②22年度の入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進。／ ③法科大学院の教員が博士後期課程の研究指導に携わるための制度的配慮や授業料免除、奨学金の充実。／ ④ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の充実。

4. 質を重視した評価システムの構築

①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力、司法試験の合格状況などを重点的に評価。／ ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整。／ ③各法科大学院における情報公開の促進。／ ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築。

<文科省:国立大法科大学院の組織等の見直し要請>

文科省は21年6月、国立大学法人の第2期中期目標・中期計画(22年度～27年度)の策定に当たり、各法科大学院の状況に応じて入学定員や組織等を見直すよう、各国立大に通知した。

通知では、「入学者選抜における競争性の確保が困難で、修了者の多くが司法試験に合格していない状況がみられる場合等は、法科大学院教育の質の向上の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする」としている。